

(案)

泉区道路維持管理業務委託 仕様書 (パトロール編)

第1条 適用範囲

1. 本仕様書は、泉区道路維持管理業務委託 (パトロール編) に適用する。
2. 本業務は、宮城県土木部作成の共通仕様書 (土木工事編) の文中における宮城県を仙台市と読み替え準用するものとする。ただし、本仕様書と重複して記載されている事項は、本書を優先するものとする。

第2条 業務の目的

1. 本業務は、泉区が管理する一般国道、県道、市道を巡視し、道路の異常の早期発見、道路管理上に必要な情報及び資料を収集するとともに、道路の異常等に対して簡易的な措置を講じることを目的とする。

第3条 総括担当責任者の配置

1. 総括担当責任者は、業務の適正な履行を確保するため、パトロール員及びパトロール運転員を指揮、監督しなければならない。なお、業務指揮系統は別紙1を標準とする。

第4条 パトロールの実施体制

1. 作業時間は、平日 8 時 30 分～17 時 15 分までとする。
2. パトロールは自動車を用いて実施することを標準とし、パトロール員 1 名以上とパトロール運転員 1 名の合計 2 名以上を 1 班とする。
3. パトロール員とパトロール運転員は下記の資格等を有する者のうちから選定するものとする

作業員	資格等
パトロール員	道路の維持管理に関する業務について 5 年以上の経験を有する者
パトロール運転員	普通免許以上の技能を有する者

第5条 パトロール対象路線

1. 泉区が管理する国県市道のうち、幹線道路を除いた路線とする。(総延長 約 8 6 0 km)
2. 具体的なパトロール経路等については、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第6条 パトロールの種類

1. パトロールの種類は、通常パトロールと異常時パトロールとし、その定義は下記のとおりとする。

パトロールの種類	定義
通常パトロール	平常時における道路及び道路の利用状況を把握するとともに、必要に応じて簡易的な措置を行うためのパトロール
異常時パトロール	地震、大雨、暴風等により、交通障害等が発生した場合、またはその恐れがある場合の道路及び道路の利用状況を把握するとともに、必要に応じて簡易的な措置を行うためのパトロール

第7条 通常パトロール

1. 通常パトロールは、8時30分から17時15分までの範囲内でパトロール車からの目視により行うことを基本とし、必要に応じて、徒歩により状況確認等を行うものとする。
2. パトロール中において、市民等からの通報（苦情や要望等）による緊急巡回の指示を発注者から受けた場合は、速やかに対応すること。
3. 通常パトロール中の点検項目と作業内容は下記のとおりとする。

1. 路面の状況確認

- ・車道・歩道面の舗装部に異常（穴ぼこ、不陸、凸凹、段差、クラック）が生じている箇所、路面と人孔の異常な段差箇所の発見、写真撮影
- ・路面表示（区画線、文字等）が消えかかっている箇所の発見、写真撮影
※目安：目視評価ランク1及び2
(路面標示ハンドブック第5版_全国道路標識・標示業協会 p188 参照)
- ・側溝、水路、柵等が破損している、又は詰まっている箇所の発見、写真撮影
- ・車道・路肩・歩道上にある堆積物（土砂等）や落枝、落下物、不法投棄物、鳥獣等死骸の発見、写真撮影
(なお、これらが発見した場合はその都度回収する)

2. 路肩の状況確認

- ・路肩に異常（舗装端部との段差、欠損等）が生じている箇所の発見、写真撮影
- ・路肩に雑草が著しく繁茂している箇所の発見、写真撮影

3. 路上施設（交通安全施設）の状況確認

- ・車道、歩道上にある交通安全施設（防護柵、視線誘導標、道路反射鏡、道路標識、歩車道境界ブロック等）が破損している箇所の発見、写真撮影

4. 法面の状況確認

- ・法面、土留めが破損している（崩れ、亀裂、転倒、湧水等）箇所の発見、写真撮影

5. 橋梁、トンネルの状況確認

- ・橋梁区間の高欄の破損箇所や伸縮接手の破損・劣化箇所、排水孔の詰まりの発見、写真撮影
- ・トンネル区間の照明施設の不点灯箇所や湧水箇所の発見、写真撮影

6. 工事中箇所

- ・工事箇所において、保安施設設置に不備が生じているなど安全管理が不十分な箇所の発見、写真撮影

7. その他

- ・道路の不正使用が疑われる（例：移動途中で毎回、道路上に車両が駐車している、建築限界内にはみ出しているおそれがある看板等）箇所の発見、写真撮影

※いずれの場合も緊急対応が必要な場合は、速やかに発注者に連絡のうえ対応について指示を仰ぐものとする。

第8条 異常時パトロール

1. 異常時パトロールは、パトロール車からの目視により行うことを基本とし、必要に応じて、徒歩により状況確認等を行うものとする。
2. 異常時パトロール中の点検項目と作業内容は下記のとおりとする。

1. 地震時の状況確認	
	・路面、橋梁、隧道の異常（亀裂、凹凸など）の発見、写真撮影
	・占用物、道路隣接構造物の異常（路面との段差、道路内への倒れ込みなど）の発見、写真撮影
	・法面、土留めの異常（亀裂、転倒など）の発見、写真撮影
	・道路照明灯、歩道橋、標識の異常（傾きなど）の発見、写真撮影
2. 大雨時の状況確認	
	・冠水箇所の発見、写真撮影
	・法面、土留めの異常（亀裂、転倒など）の発見、写真撮影
3. 暴風時の状況確認	
	・街路樹、道路照明灯、標識の異常（倒壊など）の発見、写真撮影
	・落ち枝、粗大ごみの発見、写真撮影（なお、これらが発見した場合はその都度回収する）
4. その他災害（大雪、津波等）の状況確認	
	・指示事項の状況確認、写真撮影

※いずれの場合も緊急対応が必要な場合は、速やかに発注者に連絡のうえ指示を仰ぐものとする。

第9条 パトロール頻度

1. パトロールの頻度は下記のとおりとする。

		幹線道路以外の道路 (約860km)	パトロール範囲図 (別紙参照)
通常パトロール		3ヶ月で1巡 (週1回を基本)	管内図 (幹線道路を除く)
異常時パトロール	地震時	発注者からの 指示を受けた時	土砂災害警戒箇所図 (年度ごとに更新)
	地震時以外		道路冠水警戒箇所図 (年度ごとに更新)

※1：異常時パトロールは設計上、年間6回（梅雨時期2回、台風時期2回、地震2回）としており、出来高清算とする。

第10条 パトロール車の仕様

1. 車体は黄色とし、黄色灯を装着しているものとする。
2. ドライブレコーダーを装着しているものとする。
3. 走行中の連絡/受答えは助手席に着いた者が行うものとする。※運転者は行わないこと。

第11条 業務内容

1. 業務内容は下記のとおりとする。

(1) 業務計画書の作成

- ・受注者は、契約後速やかに業務の実施体制、パトロール実施計画書、パトロール経路図等を記載した業務計画書を作成し、発注者（調査職員）に提出するものとする。
- ・業務計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、変更業務計画書を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。

(2) パトロール

- ・第7条、第8条、第9条のとおり実施する。

(3) パトロール中の簡易的な措置（軽維持作業）

- ・パトロール中において下記のような場合があった際には適宜対応する。

①	路面の小規模な穴ぼこ ^(※1) を発見し、措置が可能な場合 ^(※2) 、応急措置 ^(※3) を講じ、対応記録をとる。 (※1) 目安：深さ3cm以上かつφ50cm未満 (※2) 交通量の少ない生活道路などで作業上危険を伴わず、短時間に処理できる場合に限る (※3) 常温合材による補修
②	路上の落下物（鳥獣死骸含む）を発見した場合は回収する。 なお、回収物はペット斎場もしくは泉区役所所定の場所（回収箱）まで運搬する。
③	応急措置では、危険要因の排除ができないような道路の崩壊、陥没若しくは落石、冠水等交通に重大な障害を及ぼす事態又は生ずる恐れがある場合は、直ちに現場においてカラーコーン、バリケード、保安灯、標識等の保安施設の設置等事故防止に必要な措置を講じ、速やかに発注者に報告する。

(4) パトロール結果報告書（日誌・月毎）の作成・報告

- ・パトロールにより把握した事項及び措置した事項などパトロール結果を報告書（日誌・月毎処理状況表）に取りまとめるうえ、原則、日誌は実施日の翌開庁日、月毎処理状況表は翌月の5日以内に発注者（調査職員）に提出すること。なお、提出方法は電子メールでも可とする。
- ・報告書（日誌）は、定められた様式を用いるものとする。

(5) 業務の遂行確認

- ・総括担当責任者は、下記の内容等に関し、週1回、発注者に報告するとともに、発注者から指示を受ける。

①	今週のパトロール結果の総括、実績数量等の確認
②	次週のパトロール予定の確認

③ その他業務上必要となる事項

なお、パトロール業務の標準的な1日の行動モデルは下記のとおりである。

時間	発注者	受注者	
		総括担当責任者	作業従事者
8:30～9:00	・パトロール箇所の共有（電話等での確認・連絡）		・パトロール ・発見した不具合箇所の 軽維持作業
9:00～12:00			
12:00～13:00	・昼休み		
13:00～14:00			・パトロール ・発見した不具合箇所の 軽維持作業 ・緊急箇所の現場確認等
14:00～14:10			
14:10～15:00	・苦情要望受付（緊急の場合） ・苦情要望箇所（緊急）の情報共有（電話等での協議・指示）		
15:00～16:00			
16:00～16:15			・帰社
16:15～16:45		・報告書（日報）の作成・確認	
16:45～17:00	・電子メール等で情報共有（当日の作業報告・履行確認等） ・遂行内容の確認（週1回） ・苦情要望箇所の共有		

第12条 業務上の遵守事項

1. パトロール時に遵守すべき事項は下記のとおりとする。

- (1) パトロールの出発前には、パトロールに必要な資機材がパトロール車に搭載されているか確認する。なお、資機材は下記を標準とする。

名 称	資機材
記録・測定器	巻き尺、ポール、スタッフ、カメラ、カラスプレー
保安施設	カラーコーン、バリケード、保安燈、誘導棒、ヘルメット
応急資機材	常温合材、砂、採石、土嚢袋、ブルーシート、黒ビニール袋
工 具	ほうき、スコップ、のこぎり

(2) パトロール運転員は、道路交通法等関係法規を厳守するとともに、常に安全運転に努める。

(3) パトロールの調査速度は30km/hを標準とする。

(4) パトロールの際は、携帯電話や無線電話を携行する。

(5) 実施する場合の服装は、道路上での緊急作業を実施する場合もあるため、作業服、安全チョッキ、保安帽を着用する。

(6) 異常状況や軽維持作業等は、現状、計測、補修状況などを把握できるよう写真管理する。

(7) パトロールや作業中に市民等から問い合わせを受けた場合は、発注者が発行する身分証明書を提示しながら親切丁寧に対応し、速やかに状況確認等を行ったうえで、発注者に報告する。

第13条 提出書類

1. 提出書類は下記のとおりとする。

1	業務計画書（実施体制表、パトロール実施計画書、パトロール経路図等）
2	パトロール結果報告書（日誌・月毎処理状況表） ※写真含む
3	出来高調書（設計数量と出来高数量の比較表）
4	走行距離確認資料（タコメーター）
5	材料（常温合材、砕石等）使用量確認資料（検収簿、納品書等）
6	ドライブレコーダーのデータ

第14条 業務履行期限

1. 業務履行期限は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

